

長 寿 第 3 0 1 号
平成 2 3 年 5 月 1 1 日

岡 山 県 医 師 会 担 当 理 事
岡 山 県 歯 科 医 師 会 担 当 理 事
岡 山 県 薬 剤 師 会 担 当 理 事
岡 山 県 病 院 協 会 事 務 局 長
岡山県訪問看護ステーション連絡協議会長

） 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

東日本大震災により被災した被保険者に対する
一部負担金等の免除等の取扱いについて

このことについて、厚生労働省から通知がありましたので、お手数ですが、貴会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、下記の本県のホームページにも掲載しておりますことを念のため申し添えます。

記

アドレス <http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>



保国発0502第1号

平成23年5月2日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



東日本大震災により被災した被保険者に対する
一部負担金等の免除等の取扱いについて

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）が、平成23年5月2日に公布されたところである。

これにより、国民健康保険においても入院時食事療養費等の額の特例措置が行われることとなったが、一部負担金に関する取扱いも含め、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付保発0502第3号。以下「局長通知」という。）と併せて、貴管下保険者等関係各方面への周知徹底、指導に遺漏のないよう配慮されたい。

また、特に今回の東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災者の状況を踏まえると、制度を円滑に運営するためには、被保険者及び保険医療機関等に対して繰り返し周知することが必要であることから、広報等に特段のご配慮をお願いしたい。

記

第1 制度の概要

(1) 一部負担金の免除措置関係

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項第2号の規定に基づき行う一部負担金の免除措置を講じるものであること。

(2) 入院時食事療養費等の額の特例関係

平成23年3月11日から法第50条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間にお

いて、(1)の措置が講じられた被保険者に対し、入院時食事療養費及び入院時生活療養費並びに入院時の食事療養又は生活療養に関する保険外併用療養費、療養費及び特別療養費（以下「入院時食事療養費等」という。）の額について、特例措置を講じるものであること。

第2 一部負担金の免除措置について

一部負担金の支払猶予は、局長通知第2のⅢの1の(3)のとおり、原則として平成23年6月末までとし、同年7月1日以降は、通常どおり、被保険者が保険者から局長通知第2のⅢの1の(3)に定める国民健康保険一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の交付を受け、保険医療機関等において診療等を受ける際に、当該免除証明書を被保険者証に添えて提出することにより、一部負担金等の免除を受けるものとする。

ただし、行政機能の被災が著しい等の理由により、平成23年6月末までに免除証明書を発行することが困難である旨の申出を行った市町村（法第2条第2項に定める特定被災地方公共団体に限る。）の局長通知第2のⅢの1の(1)に定める免除対象国保被保険者（以下「免除対象国保被保険者」という。）については、同年7月1日以降も当分の間、一部負担金の支払猶予を継続することとするので、この特例的な取扱いが必要な市町村の国保被保険者は、様式第1により、平成23年5月16日までに県を通じて当課に申し出ること。なお、免除証明書の交付にあたっては、申請を待つことなく交付することを可能にするなど保険者の事務手続きの簡素化を図っているところであり、また、免除証明書の交付は被保険者及び保険医療機関等の負担軽減に資することも考慮し、この特例的な取扱いの申出は、やむを得ない場合に限ること。

また、申出当初に予定されていた免除証明書の交付完了時期を変更する必要が生じた場合においては、交付完了時期を早めるときは、変更後の交付完了時期の属する月の前々月の末日まで、交付完了時期を遅らすときは、当初の交付完了時期の属する月の前々月の末日までに、変更後の交付完了時期を様式第1に記載の上、再度、県を通じて当課に申し出ること。

なお、局長通知第2のⅢの1の(3)viの「市町村の全域が(1)の⑥又は⑦の指示の対象地域となっているもの」については、現時点では、福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が該当していること。

第3 一部負担金の免除措置の対象者について

一部負担金の免除措置は、免除対象国保被保険者に対し行うものであるが、その詳細については次のとおりであるので、その取扱いに留意されたいこと。

(1) 局長通知第2のⅢの1の(1)の①の「準じる被災をしたもの」とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯（以下「長期避難世帯」という。）に属する者であること。

- (2) 局長通知第2のⅢの1の(1)の②から⑤までの「主たる生計維持者」とは、世帯主（組合員）を想定しているが、所得に関する証明書等により、生計維持関係が判別できる場合は、柔軟に判断して差し支えない。
- (3) 局長通知第2のⅢの1の(1)の②の「重篤な傷病」とは、1か月以上の治療を有すると認められる者を対象とするものであること。
- (4) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥及び⑦の指示があった日は、現時点では、次のとおりであること。

福島第1原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月11日
福島第1原子力発電所から半径10～20km圏内の地域	3月12日
福島第2原子力発電所から半径10km圏内の地域	3月12日
福島第1原子力発電所から半径20～30km圏内の地域	3月15日
局長通知第2のⅢの1の(1)の⑦の指示の対象地域	4月22日

- (5) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥の屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示が4月22日に解除された地域については、6月末までの間に受けた療養について免除措置を適用すること。（局長通知第2のⅢの1の(2)関係）

- (6) 局長通知第2のⅢの1の(1)の⑧の「上記の各号に準じる者」については、例えば次のような者が該当するものであること。なお、認定に当たり保険者は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切かつ柔軟に判断するものであること。

- ① 平成23年3月11日以降に新たに出産、結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者
- ② 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示があった日以降に、新たに出産、結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者

なお、局長通知第2のⅢの1の(1)の①から⑤までに該当する被保険者であって平成23年3月11日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者及び局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥又は⑦に該当する被保険者であって指示があった日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者についても、免除対象国保被保険者であること。

第4 入院時食事療養費等の額の特例について

- (1) 入院時食事療養費等の額の特例の対象者は、免除対象国保被保険者であること。
- (2) 当該特例措置は、法第50条の厚生労働大臣が定める日までの間に限って講じられるものであり、当該厚生労働大臣が定める日は、現在のところ平成23年8月31日を予定しているが、この日付は特定被災区域における災害救助法による救助の実施状況如

何により延長されることがありうること。延長された場合においては、その時点で通知することとしているが、その際、再度、期限について周知徹底をお願いすることとなること。

(3) その他の取扱いについては、一部負担金の免除措置に準じること。

なお、入院時食事療養費等の額の特例措置の申請については、一部負担金の免除措置に係る申請をもって行われたものとみなして差し支えないこと。

(4) 保険者は、(3)の申請を受理した場合においては、免除証明書を交付すること。

第5 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費等の額の特例措置）の申請に関する事項

(1) 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費等の額の特例措置）に係る申請（以下「免除申請」という。）については、当該免除措置等を受ける世帯の世帯主（組合員）によるものとする。

また、免除申請に当たっては、免除措置等を受けるに当たり必要な申請書（様式第2。以下「免除申請書」という。）に被保険者証等及び免除対象国保被保険者である事実を確認できる書類を添付すること。なお、当該書類は次のようなものが考えられること。

① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合

り災証明書・被災証明書

（航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。）

② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合

イ 主たる生計維持者が死亡した場合

i り災証明書・被災証明書

ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書

iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書

iv 警察の発行する死体検案書

ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合

医師の診断書

③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合

i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出される廃業届、異動届の写し等）

ii 事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）

- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合又は同法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（保険者において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）
- (2) (1)に掲げる書類の入手が困難である場合には、申請者による申し立てを認めるものであること。この場合、親類又は知人による証明を受けることが好ましいものであること。
- (3) (1)にかかわらず、保険者自ら災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。

第 6 免除等の認定

- (1) 保険者は、被保険者が免除申請に際して提出する書類により、局長通知の第 2 のⅢの 1 の(1)及び本通知の第 3 に定める一部負担金の免除措置等の要件に該当していることを確認の上、免除対象国保被保険者であることを認定するものであること。
- (2) 保険者は、(1)の認定を行った際に一部負担金免除等台帳（以下「免除台帳」という。）に被保険者証の記号番号等必要事項を記載するとともに、併せて免除の認定を受けた者（以下「免除認定者」という。）の氏名、発行年月日、有効期間等必要事項を記載すること。
- (3) 保険者が免除対象国保被保険者に該当しないと認めたときは、免除台帳に却下年月日等を記載するとともに、免除申請却下通知書等を作成し、申請者に通知すること。

第 7 免除証明書の取扱い等に関する事項

- (1) 第 5 の(1)による免除申請を受けた保険者は認定を行い、免除証明書を被保険者に対して交付すること。この場合、交付する免除証明書は、様式第 3 に従うこと。
- (2) 免除証明書の有効期間は、一部負担金免除については、局長通知第 2 のⅢの 1 の(1)の①、②、④及び⑤については平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日まで、局長通知第 2 のⅢの 1 の(1)の③については平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで、局長通知第 2 のⅢの 1 の(1)の⑥及び⑦については指示があった日から平成 24 年 2 月 29 日までとすること。ただし、局長通知第 2 のⅢの 1 の(1)の⑥又は⑦に該当する者であって平成 24 年 2 月 29 日までの間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること。

入院時食事療養費等の額の特例については、第 4 の(2)のとおり、局長通知第 2 のⅢ

の1の(1)の①、②、④、⑤、⑥及び⑦については当面平成23年8月31日まで、局長通知第2のⅢの1の(1)の③については平成23年8月31日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでとすること。ただし、局長通知第2のⅢの1の(1)の⑥又は⑦に該当する者であって平成23年8月31日までの間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること。

- (3) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、次の点について周知すること。
- ・ 保険医療機関等の窓口で免除証明書を提出した場合に、一部負担金等が免除されること。したがって、保険医療機関等において診療等を受ける際に、当該保険医療機関等の窓口で被保険者証（保険薬局にあっては処方せん）に添えて、免除証明書を提出すること。
 - ・ 被保険者証等の記載事項に変更があったときは、被保険者証等の記載事項の変更と併せ、免除証明書の記載事項についての変更を行う必要があること。
 - ・ 免除認定者が被保険者資格を喪失した場合又は免除証明書の有効期限に達した場合には、免除証明書を返還しなければならないこと。

第8 免除対象国保被保険者が既に支払った一部負担金等の還付について

- (1) 局長通知第2のⅢの1の(4)又は2の(4)により一部負担金等の還付を受けようとする者は、様式第4による国民健康保険一部負担金等還付申請書（以下「還付申請書」という。）に、理由を記載した上で保険者に申請すること。
- (2) 還付申請書には、第5の(1)の①から⑤までに掲げる書類のほか、保険医療機関等が発行した領収証又は既に支払った一部負担金等の額を確認する書類を添付すること。
- (3) 還付申請書と併せて免除申請書が提出されたときは、保険者は免除申請者が要件に該当すると認められ、局長通知第2のⅢの1の(2)に定める免除措置の期間内である場合には、免除証明書の発行を行うこととすること。
- (4) 保険者は、還付申請書の添付書類により、還付を申請する理由が妥当であると認めた場合には、現に支払った一部負担金等を申請者に還付すること。この場合には、平成23年6月末までに免除証明書の交付が間に合わず、免除証明書が交付されるまでの間に、被保険者等が保険医療機関等に一部負担金等を支払った場合についても含まれること。
- (5) なお、保険者は、一部負担金等を支払った免除認定者が受診当時70歳から74歳の者（現役並み所得者を除く。）であって、当該免除認定者が保険医療機関等において医療費の1割相当分を超える一部負担金等を支払った場合には、当該免除認定者に対して一部負担金等を還付することに加えて、医療費の1割相当分について、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金から支出されるべきものとして、審査支払機関に対して請求すること。また、受診当時70歳から74歳の者に係る療養費の請求についても、同様の取扱いとすること。

第9 被保険者証等の再交付について

(1) 被保険者証等の再交付の時期

被保険者証等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成23年3月11日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、保険医療機関等の窓口での提示を不要としているほか、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う高齢受給者証等の取扱い」（平成23年3月25日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）により、高齢受給者証の有効期限の延長を認めているところであるが、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成23年5月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において、原則どおり被保険者証等の提示により資格確認等を行う取扱いとなることから、6月末までに被保険者証等を確実に交付するよう努められたいこと。

(2) 再交付の事務作業に対する支援

大震災で被害を受け、被保険者証等の作成が困難な保険者については、国民健康保険団体連合会に被保険者証等の作成の委託をすることが可能であること。

第10 被保険者に対する周知徹底について

今回の大震災による被災者の状況を踏まえ、特に次の点について、被保険者に対する周知徹底に努められたいこと。

- (1) 平成23年7月1日以降、被保険者証等を保険医療機関等の窓口提示しなければ、保険診療を受けられなくなるため、被保険者証等を紛失した被保険者にあつては、再交付申請を行う必要があること。
- (2) 平成23年7月1日以降、免除証明書を保険医療機関等の窓口提出しない場合には一部負担金等の支払いが必要となるため、一部負担金等の免除申請を行う必要があること。（第2により平成23年7月1日以降も保険医療機関等の窓口における一部負担金の支払猶予を行う保険者を除く。）

第11 一部負担金の免除に要する費用等に対する財政支援について

今回の大震災における保険者の対応に対しては、第一次補正予算に計上された国民健康保険災害臨時特例補助金及び特別調整交付（補助）金により国庫補助を行う予定であり、交付要綱は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 一部負担金等の免除を行った場合には、その10分の8に相当する額を国民健康保険災害臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の2に相当する額を特別調整交付（補助）金の対象とする予定であること。

なお、特定被災区域に該当しない市町村に免除対象国保被保険者が転入した場合に

についても、同様の取扱いとすること。

- (2) 市町村が第9の(2)により委託を行った場合には、当該委託に要した費用について、国庫補助を行う予定であること。
- (3) 市町村が第10により被保険者に対する周知徹底を行った場合には、当該周知徹底に要した費用について、国民健康保険災害臨時特例補助金の交付対象とする予定であること。

免除証明書交付完了時期延長希望市町村リスト

(様式1)

県名	〇〇県
----	-----

	市町村名	免除証明書の交付完了の時期(見込み)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		

免除証明書交付完了時期延長希望市町村リスト(記入例)

(様式1)

県名	〇〇県
----	-----

県名を記入

	市町村名	免除証明書の交付完了の時期(見込み)
1	〇〇市	平成23年8月1日
2	〇〇市	平成23年9月1日
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		

市町村

交付を完了し、免除証明書を提示することによる受診が可能となる時期(月単位で設定してください。)

国民健康保険一部負担金等免除申請書

(様式2)

被保険者証番号		記号	番号	
被保険者	住所			生年月日 昭・平 . .
	氏名			性別 男・女
被保険者	住所			生年月日 昭・平 . .
	氏名			性別 男・女
被保険者	住所			生年月日 昭・平 . .
	氏名			性別 男・女
被保険者	住所			生年月日 昭・平 . .
	氏名			性別 男・女
被保険者	住所			生年月日 昭・平 . .
	氏名			性別 男・女
被保険者	住所			生年月日 昭・平 . .
	氏名			性別 男・女
免除を申請する理由		東日本大震災により 1 住家が全半壊（全半焼）又はこれに準ずる被災をしたため 2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため 3 主たる生計維持者の行方が不明のため 4 大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止したため 5 大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がないため 6 福島原発の避難指示地域又は屋内退避指示地域に指定されたため 7 福島原発の計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため		

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所
氏名

印

市 町 村 長
(国民健康保険組合理事長)

殿

※ 下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付できない理由	
免除措置開始年月日（この欄は記入しないでください。）	

（※欄に記入された方の関係者の方が記入してください。）

申請者 _____ の申立が正しいことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所

氏 名

印

申請者との関係

市 町 村 長 殿

（ 国 民 健 康 保 険 組 合 理 事 長 ）

● 申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準じる被災をした場合
り災証明書・被災証明書
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
 - イ 主たる生計維持者が死亡した場合
 - i り災証明書・被災証明書
 - ii i にその旨の記載がない場合は、死亡診断書
 - iii ii のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書
 - iv 警察の発行する死体検案書
 - ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合
医師の診断書
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
- ④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合
 - i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出される廃業届、異動届の写し等)
 - ii 事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合又は同法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

国民健康保険一部負担金等免除証明書

被保険者証	記 号		番 号	
被保険者氏名	男・女	生年月日	昭・平	. .
世帯主氏名 又は 組合員氏名	男・女			
住 所				
特 例 の 内 容 及 び 有 効 期 間	<input type="radio"/> 一部負担金の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) <input type="radio"/> 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)			

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市 町 村 長 印
(国民健康保険組合理事長)

この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

国民健康保険一部負担金等還付申請書

(様式4)

被保険者証	記号		番号	
世帯主 (組合員)	氏名	男・女	生年月日	昭・平 . .
	住所			
療養を受けた者	氏名	男・女	生年月日	昭・平 . .
療養を受けた保険医療機関等		名称		
		所在地		
療養を受けた期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
療養に対し支払った一部負担金等の額			円	
還付を申請する理由				
<p>1 平成23年6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金等を既に支払ったため</p> <p>2 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため</p> <p>3 免除証明書の交付を受けることが遅れたため</p> <p>4 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったため</p> <p>()</p>				

(注) 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額のみです。

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所

氏名

印

市 町 村 長 殿
(国民健康保険組合理事長)